Hokuryo Co.,Ltd.
最終更新日：2015年11月30日
株式会社ホクリヨウ
代表取締役社長 米山　大介
問合せ先：011-812-1131
証券コード：1384
http://www.hokuryo.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、法令を遵守し高い倫理観をもって公正かつ透明な企業活動を行い、社会に貢献することを基本姿勢とし、コーポレートガバナンスの整備、充実に取り組んでおります。
そのために、取締役会の機能的な運営ならびに監査役会が定めた監査方針に従い監査役が計画的かつ厳正な監査を実施するとともに、コンプライアンス委員会を設置しコンプライアンス体制を、危機管理委員会を設置しリスクマネジメント体制を、整備をしております。また、内部監査室による内部監査を実施し内部統制機能の充実に努めると同時に、ディスクロージャーの向上を推進してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
米山　恵子	3,808,800	51.06
米山　貞子	569,400	7.63
米山　大介	193,800	2.59
株式会社証券ジャパン	158,500	2.12
株式会社北海道銀行	150,000	2.01
米山　公久	117,000	1.56
株式会社トマル	115,300	1.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	103,400	1.38
CREDIT SUISSE SECURITIES (USA) LLC SPCL. FOR EXCL. BEN	58,600	0.78
株式会社SBI証券	53,100	0.71

支配株主（親会社を除く）の有無	米山　恵子
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	8 月
業種	水産・農林業
直前事業年度末における（連結）従業員数 更新	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主との間で取引を行う場合は、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、取引内容及び条件の妥当性について取締役会において審議・決定し、少数株主の利益を害することのないように適切に対応いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
津元　淳	他の会社の出身者											
村山　圭一	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
津元　淳	○	―――	同氏は長年（株）北海道銀行の役職員として勤務し、現在は（株）道銀地域総合研究所の代表取締役社長として経営に関与しており、豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般に反映することが期待できるため、社外取締役として選任しております。 なお、同氏は証券取引所が定める独立役員・社外役員の独立性に関する事項を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
村山　圭一	○	同氏が代表取締役会長を務める株式会社スハラ食品と当社との間には仕入取引がありますが、取引金額は僅少（両社の売上高に対する比率はともに0.1%未満）であり、同氏の独立性に影響を与えるおそれはないと判断いたしました。	同氏は、企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を有していることから社外取締役に選任しております。なお、同氏は証券取引所が定める独立役員・社外役員の独立性に関する事項を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人には、適時情報の提供を行い独立監査人としての監査を受けており、監査役は、一年を通じて実施される会計監査人による期中監査や決算時監査について報告書等を受領し十分な説明を受けております。
また、内部牽制機能を確保するため内部監査室を設置し、監査役には内部監査における問題点の報告等を実施し、連携して監査の実効性を上げております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
酒井 純	公認会計士													
岡崎 拓也	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
酒井 純	○	―――	同氏は、長年にわたる公認会計士としての専門知識・経験を有しており、この社外の経験に基づいて監査役としての役割を果たすことが期待できるため、選任しております。 なお、同氏は証券取引所が定める独立役員・社外役員の独立性に関する事項を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
岡崎 拓也	○	―――	同氏は、長年にわたる弁護士としての専門知識・経験を有しており、この社外の経験に基づいて監査役としての役割を果たすことが期待できるため、選任しております。 なお、同氏は証券取引所が定める独立役員・社外役員の独立性に関する事項を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬等に関しては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲で、個々の取締役の職責および実績等を勘案し、取締役会決議により決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年8月期における当社の取締役7名および監査役3名に対する報酬は、使用人給与部分を除き149,224千円であります。
当社の取締役に支払った報酬は、135,832千円です。当社の監査役に支払った報酬は、13,392千円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社は、社外取締役に対しては企画部が、社外監査役に対しては内部監査室が、業務の補助をしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1、現状の体制の概要
（1）取締役会
当社の取締役会は、取締役8名で構成され、毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて随時に開催し経営戦略の基本方針や重要事項の決議及び取締役の業務執行状況の監督を行っております。また、法令、定款に定められた事項のほか、経営状況や予算と実績の差異分析など、経営の重要項目に関する決議・報告を行っております。

（2）監査役会
当社の監査役会は監査役3名で構成されており、うち2名は社外監査役であります。
監査役は取締役会への出席、重要な決裁書類等の閲覧、内部監査部門の報告や関係者の聴取などにより、取締役の業務執行につき監査を実施しております。また、会計監査人から監査方針および監査計画を聴取し、随時監査に関する結果の報告を受け、相互連携を図っております。なお、監査役のうち、1名は常勤監査役であります。

（3）内部監査及び監査役監査
当社の内部監査及び監査役監査においては、内部監査は内部監査室2名が業務監査及び会計監査を、監査役監査は監査役3名（うち社外監査役2名）が取締役の職務執行を監査する体制で監査活動を実施しております。内部監査につきましては、代表取締役社長直轄の内部監査室長を責任者として、監査計画に基づき、各部門を対象とした業務活動の妥当性、適正性に関して内部監査を実施し、監査結果については代表取締役社長並びに監査役に都度報告する体制になっております。また、改善状況のモニタリングも実施しております。
監査役監査につきましては、監査役監査計画にて定められた内容に基づき監査を行うとともに、取締役会をはじめとする社内の重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を監督しております。
監査役会は原則毎月1回開催され、監査報告並びに監査役間の情報共有を図っております。また監査役は代表取締役との定期的な意見交換、監査法人との定期ミーティング、内部監査室との情報交換を実施し効果的な監査の実現に努めております。

（4）会計監査の状況
当社の会計監査業務を執行した公認会計士は大森茂伸、片岡直彦であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。なお、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他3名であります。当社と同監査法人及び当社の監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

2、社外取締役に関する事項
経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1．機関構成・組織運営等に係る事項[取締役関係]会社との関係（2）「当該社外取締役を選任している理由」に記載の通りであります。

3、監査役の機能強化に向けた取組状況
経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1．機関構成・組織運営等に係る事項[監査役関係]に記載の通りであります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、少人数の取締役による取締役会の迅速な意思決定が可能なことと併せて社外取締役に客観的な立場から経営への助言を受けております。
また、監査役設置会社として、監査役3名（うち社外監査役2名）を選任し、取締役会の監督、取締役の職務執行を監査し、コーポレートガバナンスの実効性を高めることにより客観性・中立性を確保した体制を整えていると判断し、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会開催日から3週間程度前に発送しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社Webサイトにおいて、ディスクロージャーポリシーを公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2015年７月８日に札幌において、個人投資家説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2015年10月19日に東京において、機関投資家・アナリスト向け決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社Webサイトにおいて、決算情報、適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	企画部にて対応致しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	全取締役・監査役・従業員のとるべき行動指針を定めた企業倫理規範では、株主・顧客・取引先・地域社会などのステークホルダーに企業の情報をタイムリーかつ公平・誠実に開示する開かれた会社であるべく行動原則を設けております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主や投資家を始めとするあらゆるステークホルダーの皆様に、当社をご理解のうえ、より適正な評価をいただくために、当社の重要な情報を公正かつ適時に開示することを基本方針とし、東京証券取引所の定める有価証券上場規程に沿って情報開示を行います。また、有価証券上場規程に該当しない情報につきましても、有効と判断される情報は、有価証券上場規程の主旨を踏まえ適切な方法により積極的に開示してまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、企業価値向上のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しており、「企業倫理規範」を制定し--法令その他の社会的規範を遵守し、公正で健全な活動を行います--と、また「食品安全方針」でも--関係法令を遵守し、かつお客さまの食品安全要求に適合した製品を提供します--と謳い、これに従い全役職員が法令等を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとり、嘘のない姿勢の明確化を周知徹底しております。
更に、当社のコンプライアンス体制の確立、浸透、定着を図るべく「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス委員会を設置しております。必要な組織、権限等を定め、その役割と責任を明確にしております。また、各事業所には施錠された意見箱も設置しており、現場からの生の意見の収集にも努めております。社長を委員長としてコンプライアンス委員会は、原則として3カ月に1回開催しております。
また当社では、鳥インフルエンザ、品質、労務、財務等様々な事業運営上のリスク管理について、「危機管理規程」を制定し危機管理委員会を設置し対応しております。各部門長は担当部門のリスク管理責任者として日常の業務活動におけるリスク管理を行うとともに、不測の事態が発生した場合には危機管理委員会へ報告することを明確にしております。社長を委員長として危機管理委員会も原則として3カ月に1回開催しております。なお、コンプライアンス委員会・危機管理委員会とも、当社グループ運営に関する総括的な対応策検討の場と位置付けております。
情報システム管理については、当社の取り扱う様々な情報を漏洩リスクから回避するために、「情報セキュリテイ基本方針」「情報システム規程」等の諸規程を定め、情報管理責任者を中心に対応をしております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は行動指針の中で「社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係をもたないとともに、不当な要求にも妥協せず毅然とした態度で対処する。」と定めております。
これを受け、当社の主要な会議（販売リーダー会議等）や、事業所毎に実施している朝礼などの機会を利用し、定期的にその内容の周知徹底を図っております。
当社における反社会的勢力排除体制としましては、「反社会的勢力対応マニュアル」及び「取引先に対する反社会的勢力調査マニュアル」を制定し、所管部署は企画部として、当社グループでの運用を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

---

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1、適時開示体制の整備及び運用状況

a. 適時開示体制の整備に向けた取組み
当社では、情報開示に関して「お客様、株主をはじめとする投資家、地域社会等から正しい理解と信頼を得るために、適時かつ適切に開示する」を、原則として積極的に取り組んでおります。
収集された情報は、逐次、企画部に集められ、所要の検討・手続きを得たうえで公表すべき情報は、適時に公表されることとしております。

b. 適時開示担当組織（担当部署及び人員数等）の状況
・担当部署名 企画部
・担当人員 取締役企画部長他3名
・情報管理統括責任者 取締役企画部長 進藤 正紀

2、会社情報開示の決定および方法
当社では、決定事実・決算に関する情報の会社情報に関しては情報管理統括責任者が取締役会に報告し、承認を受けた会社情報についてWEB上のIR等を使い速やかに情報開示を行ってまいります。

3、その他
開示の検討にあたっては、情報内容の必要に応じて監査法人および外部専門機関への相談を行ってまいります。

【模式図（参考資料）】

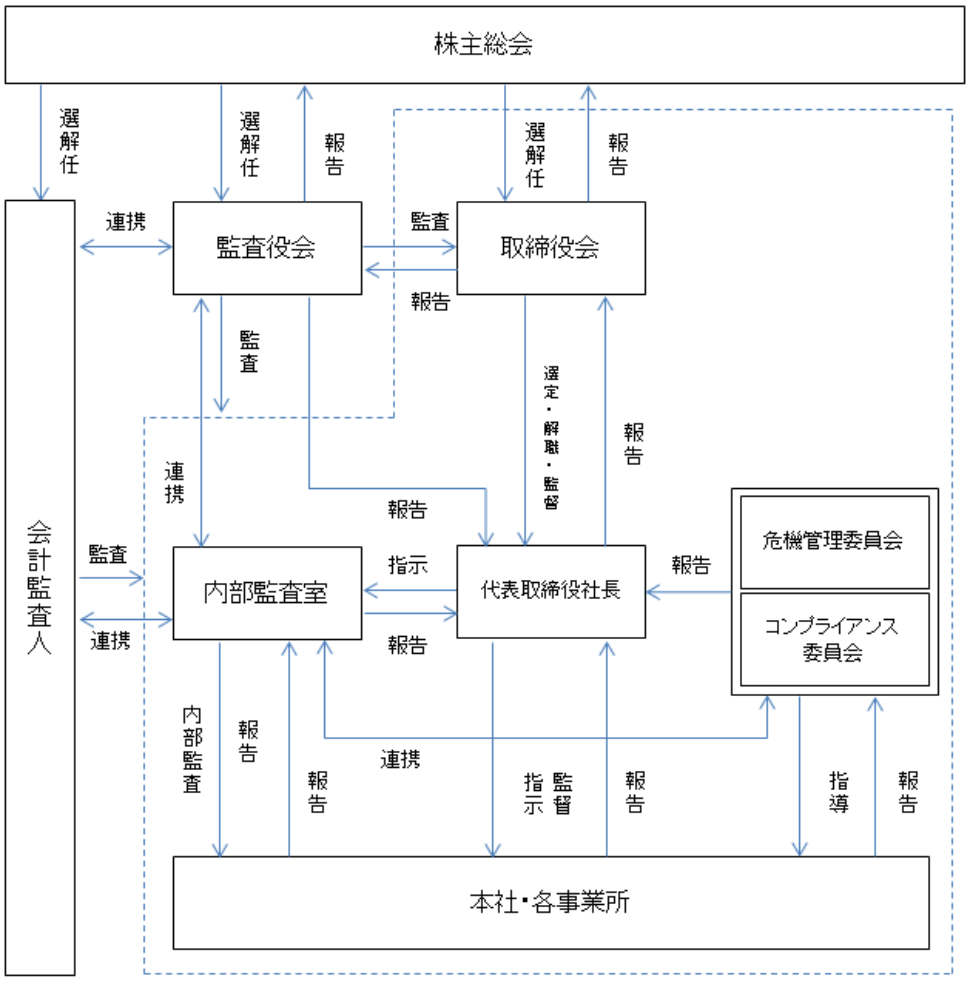

【適時開示体制の概要(模式図)】

＜当社に係る決定事実・決算に関する情報＞

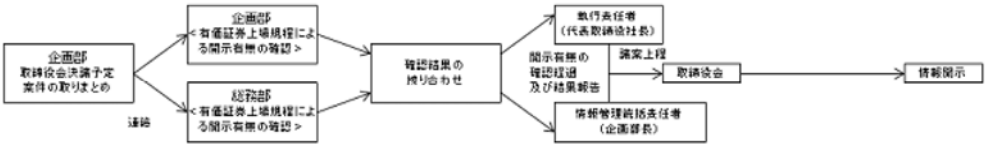

＜子会社の決定事実に関する情報＞



＜当社グループに係る発生事実に関する情報＞

